

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	児童手当に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

かつらぎ町は、児童手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

児童手当関係事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

和歌山県かつらぎ町長

公表日

令和2年1月15日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当に関する事務
②事務の概要	児童手当法に基づき、中学生(15歳になって最初の3月31日までの者)以下の児童を対象として、児童を育てる保護者に月1万5千円又は1万円を支給している。ただし、所得による受給の資格制限がある。また、児童福祉施設に入所していたり里親に委託されていたりする児童については、施設の長又は里親に支給する。 児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務において利用する。 ア) 児童手当や特例給付の受給資格及び額の認定請求の受理、審査又は請求に関する事務 イ) 児童手当や特例給付の額の改定の請求の受理、審査又は請求に関する事務 ウ) 未支払の児童手当や特例給付の請求の受理、審査又は請求に関する事務 エ) 現況届出の受理・審査又は請求に関する事務 オ) 関係機関への資料の閲覧・提供・報告に関する事務 カ) 父母指定者の届出の受理や審査に関する事務 なお、他の市区町村への情報照会に基づく情報提供のため、情報提供ネットワークに接続し、中間サーバー、情報提供ネットワークを利用し事務を行う。
③システムの名称	1. 児童手当システム 2. 統合宛名システム 3. 中間サーバー・ソフトウェア
2. 特定個人情報ファイル名	
(1) 受給者台帳情報ファイル (2) 児童情報ファイル (3) 口座情報ファイル (4) 統合宛名ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法 第9条第1項、別表第一56項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(内閣府・総務省令第5号) 第44条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会事務) 1. 番号法第19条第7号、別表第二74、75項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(内閣府・総務省令第7号)第40条 (情報提供事務) 1. 番号法第19条第7号、別表第二26、30、87項 2. 別表第二省令第19条、第44条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民福祉課
②所属長の役職名	住民福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 〒649-7192 和歌山県伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町2160番地 電話0736-22-0300(代)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	総務課 〒649-7192 和歌山県伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町2160番地 電話0736-22-0300(代)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和1年11月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和1年11月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[O] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

[illegible]